

松江市中学校部活動地域展開推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 松江市立中学校・義務教育学校（以下「中・義務教育学校」という。）の生徒が将来にわたりスポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、中学校部活動の地域展開について協議するため、松江市中学校部活動地域展開推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 松江市中学校における部活動の地域展開に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内とし、次に掲げる者のうちから松江市教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 教育関係団体に所属する者
- (3) スポーツ・文化関係団体に所属する者
- (4) 松江市立小・中・義務教育学校の児童及び生徒の保護者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、教育委員会が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認められるときには、会議に委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。